

■特集：研究プロジェクト：研究グループ紹介

島嶼コミュニティと環境ガバナンス

研究グループ代表

篠原 隆弘（鹿児島大学法文学部）

1. 研究テーマの焦点

本班の交差しあう問題関心として二つの問題群と関連のキータームを取り出しておきたい。

一つは、「ごみ問題」・「循環型社会」・「環境共生活動」・「一般廃棄物処理場建設をめぐる紛争」などの「ごみ」問題群である。この関連では、もちろん廃棄物の排出・処理の厳密な量的現状把握などと、排出・処理問題への住民(集団)側・行政側の対応の仔細な追跡などが目指されることとなる。それだけではなく、研究者側でも、住民(集団)・行政の双方に自ら掌握している成功、あるいは失敗したほかの対応事例に関する情報を積極的に提示していく姿勢が必要である。研究者は、住民(集団)と行政のパートナーシップ構築のエージェントたる条件を備えている。この条件を生かすことが重要である。

もう一つは、「入会権」・「共同体の意思形成のプロセス」・「自治コミュニティ」・「地域自治組織」・「地域性集団」・「コミュニティ活動」などの「自治コミュニティ」問題群である。この関連では、地域社会における「自治」の当事者主体とその成立の範域をどう考えるかなどが最大の焦点であろう。地域性集団の代表ともいえる町内会なども、地域末端のいわゆる単位町内会で自らの活動を完結できるものは減少し、小学校単位、さらには中学校単位へと範域を拡大して、活動の実質的な完結をみるという傾向がうかがわれる。また、目下進行中の市町村合併による行政の広域化のなかで、「自治」の実質的な単位をどの範域で設定するかの問題とのからみで、「地域自治組織」構想も浮上していると目される。かつては鎮守の森の社頭からみえる範域が地域共同

体の範域であり、それが「自治」の単位であった。ところが、今日の交通・通信手段の飛躍的革新などが人の生活の広域化を余儀なくしているため、その実状にあった「自治」の主体とその成立範域が模索される必要がある。以上が、本班の研究テーマのごく大まかな焦点である。

2. 個別の研究内容

基礎的自治体における自治コミュニティ成立の可能性（西啓一郎）

今後、コミュニティが住民自治の単位として、住民の自己決定・自己責任による活動を実現していくために求められる方向としては、①自治単位としての適当な規模を有すること、②活動方針が民主的なプロセスで決定されること、③活動が特定の分野に限定されずある程度の総合性を有すること、④閉鎖的でなく、多様なコラボレーションが行われること、などが求められる。今回の研究にあたっては、比較的、自立・自律的なコミュニティが存在すると考えられる島嶼圏において、ガバナンス(共治)の萌芽が見られるコミュニティを対象として、特に前述の③と④の視点を中心に研究する。具体的に、着目する事例は次のとおりである。

一つには、③(活動の総合性)の視点である。全国的に少子化が進む中、平成11年の厚生省報告によると、合計特殊出生率が全国で最も高いのが和泊町の2.58であり、以下喜界、天城、伊仙、知名町と奄美群島の町が独占している。この背景には、行政の施策以前に、地域ぐるみで子育てを手助けしようという習慣が残っていることが大きいといわれる。地域住民に根づく相互扶助の現状を調査することにより、今後、

コミュニティ活動が、総合化し、生活支援型にステップアップしていくための手掛かりを探りたい。二つ目には、④(ガバナンス)の視点からである。瀬戸内町のオニヒトデの駆除対策を例に、テーマ性を有し、問題解決指向性のあるボランティアグループやNPOとの協働の必要性が指摘されていることもあり、協働の仕組みづくりに関する示唆を得たい。

離島社会における地域性集団と環境共生活動 (篠原隆弘)

人が地球環境への加害や破壊を限りなく最小化して生きるという意味での環境共生活動の定着と浸透が全地球人の至上課題の一つである。環境共生活動の定着と浸透にもかかわる実践例やその多様な形と程度の萌芽事例を、離島というまわりから隔離された地理的特性をもつ社会の地域社会現場に探る。

具体的には、主として次の三つの作業を進めてみたい。(1)特徴的な環境共生活動に取り組んでいる地域性集団を探る。町内会、区会などの伝統的地域性集団とサークル・クラブやNPOなどの今日的な地域性集団の双方にわたって幅広くサーベイする。成功したとの評価が固いコミュニティ活動事例の背後には、この両タイプの地域性集団間、それに行政も加わった2ないし3者間のパートナーシップがある。(2)見込みの地域性集団事例にたどりつけば、同事例の組織と活動の集中的分析を行い、環境共生活動の取り組み契機、展開過程、展望と課題を明確にしていく。篠原は、屋久島の集落社会分析を進めているが、そこで得た重要な知見の一つが環境共生活動も含めて地域現場のコミュニティ活動においては生活者性のより強い女性団体が有力なエージェントであるということである。この知見にも留意しつつ、環境共生活動の開始・定着・浸透などを促進(あるいは阻害)する条件や要因を摘出したい。(3)政策化が見込める知見については、行政との接続を意識した提

言にも踏み込みたい。

環境の保全をめぐる自治体・住民の意思形成プロセスの研究 (采女博文)

具体例としては、瀬戸内町の一般廃棄物処理場の建設をめぐる紛争を念頭に置く。この事例では、建築予定地は入会地であったが、町は地区の代表者と賃貸借契約を結んで建設しようとした。入会権の処分は、全員一致が原則である。入会権者の一部の同意が得られていないとすれば、賃貸借契約は無効である。裁判でも、建設禁止の仮処分が確定した。建設予定地がたまたま入会地であるがゆえに、全員一致原則の壁により環境が保全される。結論からみると、入会権の環境保全機能ともいえる。この機会に改めてこの全員一致原則を確かめ直すという作業をしておきたい。

離島におけるゴミ問題 (土居正典)

平成12年に循環型社会形成推進基本法が公布され、廃棄物・リサイクルに関する法律(循環型諸立法)の改正、制定が行われた。このような循環型社会の中で、各自治体は廃棄物・リサイクル対策を行っている。

鹿児島県においては、多くの島嶼を抱えていることから、ゴミ問題についても他の地域とは異なる様々な課題がある。すなわち、離島におけるゴミ問題である。

例えば、家電リサイクルの例がある。家電リサイクル法の施行により、不要になったテレビ、冷蔵庫の引き取りが無料から有料になり、その金額も離島ゆえに他の地域と比べて割高である。そのため、不法投棄される家電製品もある。また、屋久島では、世界遺産の指定以来、観光客の増加に伴うゴミ増加問題に悩んでいる。自治体はその対策として、ゴミを減量化し、リサイクル化・再資源化をはかるため努力している。具体例の調査を通して廃棄物ゼロをめざすゼロエミッション構想を深めたい。